

地方独立行政法人埼玉県立病院機構一般競争入札執行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「法人」という。）の調達に係る一般競争入札（以下、「入札」という。）を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

(参加資格)

第2条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第3条第2項各号に該当しない者であること。
 - (2) 地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第3条第3項の規定により法人の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
 - (3) 埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿又は埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に、対象となる業種又は業務で登載されている者であること。
 - (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県又は法人から入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県又は法人から入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- 2 建設工事の請負に係る一般競争入札の参加資格は、前項に定めるほか、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
 - (2) 開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の2第3項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。ただし、当該入札に係る建設工事の請負代金額が建築一式工事にあつては1,500万円未満、それ以外の工事にあつては500万円未満の場合はこの限りでない。
 - (3) 予定価格2億円以上の工事にあつては、公告日から落札決定までの期間に、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上を受けていない者であること。
 - (4) 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全

部または一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

3 業務委託に係る一般競争入札の参加資格は、第1項に定めるほか、次に定めるとおりとする。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けていること。

第3条 前条に定めるもののほか、建設工事の請負に係る一般競争入札にあつて必要があるときは、次の各号に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

(1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者区分（埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年埼玉県告示第1108号）第15条に定める区分をいう。）

(2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合評定値

(3) 対象工事に対応する業種の埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿における資格審査数値

(4) 建設業法に基づく許可を受けた営業所の所在地

(5) 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

(6) 当該工事に配置予定の技術者

(7) その他発注機関の長が必要と認める事項

2 前条に定めるもののほか、業務委託に係る一般競争入札にあつて必要があるときは、次の各号に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

(1) 業務を行うための一定の資格

(2) 一定の資格を有する技術者の数

(3) 一定基準を満たす業務実績

(4) 本社、支社、営業所等の所在地

(5) 当該業務に配置予定の技術者

(6) その他発注機関の長が必要と認める事項

3 前条に定めるもののほか、物品及び役務の調達に係る一般競争入札にあつて必要があるときは、次の各号に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

(1) 本社、支社、営業所等の所在地

(2) 企業規模

(3) 当該契約の履行に当たって必要となる免許、資格等

(4) 一定基準を満たす同種・類似契約の履行実績

(5) その他発注機関の長が必要と認める事項

（公告内容の決定）

第4条 発注機関の長は、法人本部又は各発注機関に設置する業者選定委員会に諮り、前2条に定める参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

(入札の公告)

第5条 公告は、様式第1号(建設工事)、様式第2号(業務委託)又は様式第3号(物品又は役務の調達)を発注機関又は法人本部のホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載するものとする。

(公告する事項)

第6条 公告する内容は、次に掲げる事項のうち当該入札に必要な事項とする。

- (1) 工事名・業務名・調達案件名称及び数量
- (2) 工事場所・業務箇所・履行場所・納入場所
- (3) 工事期間・業務期間・履行期限・納入期限
- (4) 設計金額
- (5) 工事概要・業務概要・仕様
- (6) 業種名・工事分類名
- (7) 入札方法
- (8) 最低制限価格又は調査基準価格、失格基準価格若しくは数値的判断基準の設定
- (9) 入札に参加できる者の形態
- (10) 入札参加資格
- (11) 入札参加資格の確認
- (12) 設計図書・仕様書等の配布
- (13) 設計図書・仕様等に関する質問及び回答
- (14) 提案の受付及び採否(物品の調達に係る一般競争入札の場合に限る。)
- (15) 入札書の提出
- (16) 入札保証金
- (17) 入札の無効
- (18) 開札日時
- (19) 開札への立会い
- (20) 落札者の決定
- (21) 再度入札
- (22) 契約保証金
- (23) 支払条件
- (24) 現場説明会・業務説明会
- (25) 契約の説明
- (26) その他
- (27) この公告に関する問い合わせ先

(入札参加資格の申請)

第7条 入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、公告に定

める期限までに、一般競争入札参加資格確認申請書（区分に応じて様式第4号～第8号。以下「確認申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を、発注機関の長あて公告の定めるところにより提出しなければならない。

- 2 前項の確認資料は、以下の区分ごとに定める様式によるものとする。
 - (1) 建設工事の請負で単体企業又は経常建設工事共同企業体によるもの 様式第9号
 - (2) 建設工事の請負で特定建設工事共同企業体によるもの 様式第10号
 - (3) 業務委託 様式第11号
 - (4) 業務委託のうち建設工事に係る委託で特定設計共同体によるもの 様式第12号

- 3 確認申請書及び確認資料のほかに提出が必要となる資料等（以下「資格審査資料等」という。）がある場合は、公告に定める期限までに、発注機関の長あて公告の定めるところにより提出しなければならない。

- 4 発注機関の長は、必要があるときは、第1項及び第3項の規定にかかわらず、確認申請書、確認資料及び資格審査資料等を持参により提出することを認めることができる。この場合においては、公告に確認申請書、確認資料及び資格審査資料等を持参の方法により提出することができる旨及びその提出期限を定めなければならない。

（入札参加資格の確認）

第8条 発注機関の長は、入札参加希望者から提出された確認申請書、確認資料その他の資料を審査し、参加資格の有無を、公告に定める方法で、公告に定める日時までに入札参加資格等確認通知書（様式第13号。以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

- 2 発注機関の長は、審査の結果、入札参加資格を満たさないと確認した場合には、前項の確認通知書に、その理由を付すものとする。
- 3 第1項の通知で参加資格がないとされた者が、その理由に不服があるときは、発注機関の長に対し、不服を申し立て、説明を求めることができる。
- 4 前項の不服申し立ては、当該入札及び契約手続の執行を妨げない。

（設計図書等）

第9条 入札に参加するために必要となる設計図面、仕様書その他入札金額の見積に必要な図書は、公告と併せてホームページに掲載する。ただし、ホームページへの掲載が困難な図書（施設の安全や情報セキュリティを確保する上で公開すべきでない図書を含む。）は、希望者に郵送等により貸与又は配布することができる。この場合の貸与又は配布の方法は、公告等において明示するものとする。

- 2 入札参加希望者からの質問及びその回答は、ホームページに掲載する。

（現場説明会）

第10条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

- 2 発注機関の長が、入札の執行上、現場の確認が必要と判断する場合は、公告において、現場の確認を認める旨及び現場の確認の方法等を明示するものとする。

(入札保証金)

第11条 入札保証金の納付及び減免については、地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第5条及び第6条の規定に基づくものとする。

- 2 入札保証金の免除を認める場合にあつて、免除を希望する者は、公告の定めるところにより、入札保証金の免除を申し出なければならない。
- 3 入札保証金及び入札保証金に代わる担保は、入札終了後、請求に基づき、これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当するものとする。
- 4 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金又は入札保証金に代わる担保は還付しないものとする。

(入札書の提出)

第12条 入札参加者は、公告に定める期限までに、入札書を、書留郵便により発注機関の長に提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、公告において再度入札を行うとされた場合には、初度入札分と実施する再度入札の回数分の入札書を提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、各回分の入札書を封入して封かんした上で、その封筒（以下「中封筒」という。）に初度入札又は再度入札の回数を明記しなければならない。
- 4 入札参加者は、初度入札と再度入札の回数分の中封筒を封入して封かんした上で、その封筒に、当該入札の開札日と入札件名を明記しなければならない。
- 5 入札参加者は、委任状（代理人により入札する場合に限る。）その他公告により入札書と同時に提出が必要とされた書類を入札書と併せて提出しなければならない。
- 6 発注機関の長は、必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、入札書及び前項の書類を持参により提出することを認めることができる。この場合においては、公告中に入札書を持参の方法により提出することができる旨及びその提出期限を定めなければならない。

(入札金額見積内訳書)

第13条 入札金額見積内訳書の提出を求める入札については、初度入札分の入札書とともに入札金額見積内訳書を提出する。

(開札の執行)

第14条 開札は、公告により示した日時及び場所において、発注機関の職員が執行する。

- 2 入札参加資格が認められ、かつ、期日までに入札書を提出した者は、公告に示す期限までに書面で希望することにより、開札に立ち会うことができる。
- 3 前項の規定により立会いをする者がいないときは、発注機関の職員（開札を執行する職員を除く。）が開札に立ち会うものとする。

(入札参加者が1者である場合の取扱い)

第15条 入札参加者が1者である場合であっても、入札は執行する。

- 2 建設工事の請負、業務委託に係る一般競争入札であって必要があるときは、入札参加者が1者である場合には入札を執行しないことができる。この場合には、公告においてその旨を明示するものとする。
- 3 前項の場合であっても、次の各号に掲げるときは、入札参加者が1者であっても、入札を執行するものとする。
 - (1) 再度入札のとき
 - (2) 総合評価方式を適用した場合において、複数の者から技術資料が提出されたとき（再度入札）

第16条 初度入札において落札者がいないときは、再度入札を行うものとする。

- 2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において次の各号に該当する者は、再度入札に参加することができない。
 - (1) 無効の入札をした者
 - (2) 最低制限価格の100/110未満の価格の入札をした者
 - (3) 低入札価格調査を適用した場合（総合評価方式において適用した場合を含む。以下第3項及び第17条第2項第2号において同じ。）において、次のいずれかに該当する者
 - ア 失格基準価格の100/110未満の価格の入札をした者
 - イ 調査基準価格の100/110未満で失格基準価格の100/110以上の価格の入札（失格基準価格を設定しない場合は調査基準価格の100/110未満の価格の入札）（以下「低入札価格調査対象入札」という。）をして、低入札価格調査を行った結果、落札者とされなかった者
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、再度入札を行わないものとする。
 - (1) 低入札価格調査を適用した場合において、初度入札において低入札価格調査対象入札があったとき。ただし、低入札価格調査を行った結果、当該低入札価格調査対象入札を行った者を落札者とせず、他に落札者がいない場合はこの限りでない。
 - (2) 再度入札に参加することができる者がいないとき
- 4 再度入札分の入札書が提出されていない者がいる場合、その入札参加者は辞退したものとみなす。
- 5 再度入札に至らなかった場合における再度入札分の入札書は、開封せずに発注機関の長が廃棄するものとし、提出者に還付しないものとする。第2項の規定により再度入札に参加できないとされた者から提出された再度入札分の入札書も同様とする。
- 6 第1項から第5項の規定は、2回目以降の再度入札の場合に準用する。この場合において、「初度入札」とあるのは「前回の再度入札」と、「再度入札」とあるのは「次の再度入札」と読み替えるものとする。
- 7 再度入札は、建設工事の請負及び業務委託にあつては3回、物品及び役務の調達にあつては1回まで行うことができる。

(不落時の取扱い)

第17条 公告に定めた回数の再度入札を行っても落札者がいないときは、随意契約を行うことができる。この場合において、随意契約の相手方とすることができるのは、最終の回の再度入札に参加し、かつ、有効な入札を行った者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、建設工事の請負、業務委託のうち建設工事に関する委託に係る一般競争入札の場合にあつては、次の各号のいずれかに該当するときは、日時を改めて公告して一般競争入札に付すものとする。ただし、複数回一般競争入札に付し落札者がいない場合、又は一般競争入札に付することができない場合は、前項の規定に基づき随意契約とすることができるものとする。

(1) 予定価格の100/110の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低制限価格の100/110以上の価格の入札がないとき。

(2) 低入札価格調査を適用した場合において、次のいずれかに該当するとき。

ア 入札書比較価格の制限の範囲内で失格基準価格の100/110以上の価格の入札がないとき。

イ 入札書比較価格の制限の範囲内で調査基準価格の100/110以上の価格の入札がなく、低入札価格調査対象入札があったが、当該入札をした者について低入札価格調査を行った結果、落札者としなかったとき。

(入札の辞退)

第18条 入札の辞退は、入札書の提出期限までに辞退届（様式第14号）を提出することにより行う。

2 入札書提出後の辞退は認めない。

3 前項の規定にかかわらず、入札書を提出した後に他の入札を落札したことにより配置予定技術者が配置できなくなり参加資格を喪失した場合など、やむを得ない事態が生じた場合に限り、入札書の提出後に辞退することができる。

4 法人は、入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを行わない。

(入札書の書換え等の禁止)

第19条 前条第3項の規定により入札書を提出した後に辞退する場合を除き、入札参加者がいったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

(入札の取りやめ等)

第20条 発注機関の長は、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は落札者の決定を保留し、入札を取りやめることができる。

2 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難な時は、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

(入札の無効)

第21条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (3) 公告で定められた方法以外の方法で入札書を提出した者がした入札
- (4) 入札書と併せて入札金額見積内訳書の提出が求められた入札において、不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 虚偽の確認申請書、確認資料又は資格審査資料等を提出した者がした入札
- (7) 第17条第3項の規定により入札の辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- (8) 入札者の押印がない入札書による入札
- (9) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札
- (10) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (11) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (12) 記入すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (13) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (14) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (15) 2以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (16) 前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札
(落札者の決定)

第22条 予定価格の100/110以下の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

- 2 前項ただし書のくじは、落札とすべき同額の入札をした者が第13条第2項の規定により立ち会っている場合はその者が、立ち会っていない場合には同条第3項の規定により立ち会っている職員がひくものとする。
- 3 最低制限価格を設定している入札にあつては、第1項の規定にかかわらず、予定価格の100/110以下、かつ、最低制限価格の100/110以上の価格のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 4 低入札価格調査を適用した入札にあつては、第1項の規定にかかわらず、予定価格の100/110以下、かつ、失格基準価格の100/110以上の価格で入札した者のうち、低入札価格調査対象入札に係る低入札価格調査の結果、落札者とされなかった者を除き、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 5 総合評価方式を適用した入札にあつては、第1項及び第4項の規定にかかわらず、予定価格の100/110以下、かつ、失格基準価格の100/110以上の価格で入札した者のう

ち、評価値の最も高い者を落札者とする。この場合の評価値の算出方法及び落札者の具体的な決定方法は、別途定めるところによる。

(落札者の決定の通知等)

第23条 発注機関の長は、落札者を決定したときは、速やかに落札者にその旨を通知するものとする。

2 発注機関の長は、落札者を決定したときは、遅滞なくホームページに、入札件名、入札参加者の名称、各回の入札金額及び落札者等の情報を掲載するものとする。

3 発注機関の長は、第1項の通知後、契約書(案)、契約約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、落札者に送付するものとする。

(低入札価格の調査)

第24条 低入札価格調査対象入札があるときは、落札者の決定を保留し、当該入札について次の各号のいずれかに該当するものでないかを調査するものとする。

(1) 当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札

(2) 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる入札

2 前項の調査により、前項各号のいずれかに該当すると認められる入札をした者は、前二条の規定の対象としない。

3 低入札価格調査の実施及び調査基準価格、失格基準価格の設定については、別途定めるところによる。

(契約保証金)

第25条 契約保証金の納付及び減免については、地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第26条に基づくものとする。

2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、請求書に基づきこれを還付するものとする。

3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金(その納付に変えて提供された担保を含む。)は、還付しないものとする。

(契約の確定)

第26条 契約は、理事長又は理事長から委任を受けた者と、契約の相手方が契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名(地方独立行政法人埼玉県立病院機構第46条第2項に規定する方法によるものに限る。)をしたときに確定する。

(消費税等の軽減税率の適用を受ける場合の読み替え)

第27条 消費税及び地方消費税の軽減税率の適用を受ける調達に係る一般競争入札の場合においては、第15条及び第21条中「100/110」とあるのは「100/108」と読み替えるものとする。

(埼玉県へ提出された委任状)

第28条 埼玉県建設工事等競争入札参加者名簿又は埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿への登載手続時に埼玉県に提出した委任状は、法人にも提出があったものとみなす。

(費用の負担)

第29条 入札に係る郵送等一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(理事会の議決を要する契約)

第30条 地方独立行政法人埼玉県立病院機構理事会規程の定めにより理事会の議決に付さなければならぬ契約は、理事会の議決後に本契約に切り替わる旨を記した仮契約書を取り交わすものとする。

(その他)

第31条 この要綱に定めのない事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、本部医事・契約・訟務担当が所管する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月10日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和3年9月10日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月14日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和7年10月13日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和8年4月30日までに公告したものについては、なお従前の例による。